

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関しては、他の規則に別段の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員改選後最初の会議は、事務局長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審査会の庶務は、総務課において処理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(部会)

第4条 条例第2条の2に規定する部会として、特定個人情報保護評価専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会の委員の定数は4人とし、うち2人を専門委員とする。
- 4 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、再任されることができる。
- 6 専門委員の任期が満了したときは、当該専門委員は、後任者が委嘱されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

- 7 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 8 審査会は、その定めるところにより、部会の決定をもって審査会の決定とすることができる。この場合において、部会長は審査会に決定内容を報告するものとする。
- 9 条例第5条第2項及び第3項並びに前条第1項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、当該条項中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」とする。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、条例第8条に定めるもののほか、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、参考人に陳述を求め、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第6条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見陳述の手續)

第7条 審査請求人又は参加人は、前条の規定により口頭による意見陳述の機会等を付与するよう申立てるときは、審査会に対し、口頭による意見陳述等申立書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申立てがあったときは、その内容を審査し、当該審査請求人又は参加人に対し、口頭による意見陳述の機会の付与等に関する通知書（様式第2号）

により通知するものとする。

- 3 審査会は、審査請求人又は参加人に対し、口頭による意見陳述の機会等を付与するときは、当該意見陳述に係る日時、場所、陳述者及び補佐人を指定し、前項の通知書にその旨を記載するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧等を求めた当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

(意見書等の閲覧手続)

第9条 審査請求人等は、前条の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審査会に対し、意見書等閲覧申出書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査請求人等に対し、意見書等閲覧申出に関する通知書（様式第4号）により通知するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年規則第23号）第18条の規定により熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に置かれた同条に規定する特定個人情報保護評価専門部会の委員及び専門委員である者は、施行日に第4条第2項の規定による指名を受けたものとみなす。

口頭による意見陳述等申立書

熊本県後期高齢者医療広域連合  
個人情報保護審査会会長（宛）

住所 〒

氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号 （ ）

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例施行規則第7条の規定により、次のとおり口頭による意見陳述の機会等の付与を申立てます。

1 審査請求（諮問事件）

開示等決定をした実施機関	
開示等決定番号	
開示等決定年月日	年 月 日（ ）
審査請求年月日	年 月 日（ ）

2 口頭意見陳述を希望する日時（※開催の都合上、希望に添えない場合もあります。）

第1希望	年 月 日（ ）	時 分
第2希望	年 月 日（ ）	時 分
第3希望	年 月 日（ ）	時 分

3 規則第7条第3項の規定による補佐人の同伴許可申請

補佐人の同伴を必要とする理由	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
補佐人の年齢	
補佐人の職業	

（記入の際の留意事項）

※ 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 2については、希望する日時がある場合のみ記入してください。

※ 3については、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合にのみ記入してください。

様式第2号（第7条第2項関係）

第 号  
年 月 日

口頭による意見陳述の機会等の付与に関する通知書

（審査請求又は参加人）様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付けで申出のあった口頭による意見陳述の機会等の付与について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

<input type="checkbox"/> 意見陳述の機会を付与します。	
1 日時 年 月 日（ ） 時 分	
2 場所	
3 陳述者を次のとおり指定します。	
4 補佐人を次のとおり指定します。	
※当日ご都合が悪い場合は、事前に当審査会までご連絡ください。	
備考	
連絡先	

様式第3号（第9条第1項関係）

第 号  
年 月 日

意見書等閲覧申出書

熊本県後期高齢者医療広域連合  
個人情報保護審査会会長（宛）

住所 〒

請求者 氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号 （ ）

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり意見書又は資料の閲覧を求めます。

閲覧を求める意見書又は資料	
閲覧希望日時	年 月 日（ ） 時 分
備考	

様式第4号（第9条第2項関係）

第 号  
年 月 日

意見書等閲覧申出に関する通知書

（審査請求人等） 様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付けで申出のあった意見書又は資料の閲覧について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

閲覧を認めます。

1 閲覧をしようとする意見書等の区分

意見書

資料

2 閲覧日時

年 月 日（ ） 時 分

3 閲覧場所

※当日ご都合が悪い場合は、事前に下記連絡先までお知らせください。

閲覧を認めません。

（理由）

連絡先